第4回 矢作川水系流域委員会 資 料-4

第4回 矢作川水系流域委員会 【矢作川水系河川整備計画の進捗状況】

河川の維持に関する事項

令和 3年 10月 18日 国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所

■河川整備計画の進捗状況	
1. 矢作川水系河川整備計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業進捗率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 河川の維持に関する事項	
(1)河川維持管理の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)河川維持管理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)河川の状態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1)基本データの収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2)堤防等点検のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3)河川巡視	10
4)点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
(4)河道・施設の維持管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	16
(5)河川区域等の維持管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	17
(6)水防等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	18
	21
(8)効率化・改善に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	24

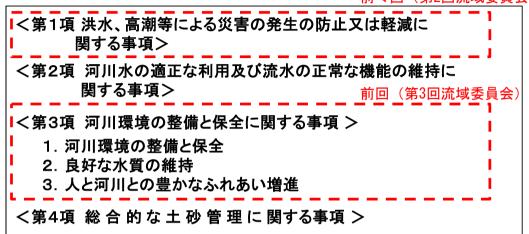
1. 矢作川水系河川整備計画の概要



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

前々回 (第2回流域委員会)



第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

今回(第4回流域委員会)

<第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の 維持に関する事項>

1. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

<第3項 河川環境の維持に関する事項>

- 1. 河川の清潔の維持
- 2. 地域と連携した取り組み

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

今回(第4回流域委員会)

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に 関する事項>

- 1. 堤防の維持管理
- 2. 樋門・樋管・排水機場等の維持管理
- 3. 河道の維持管理
- 4. 河川維持管理機器等の維持管理
- 5. 許可工作物の適正な維持管理
- 6. 流下物の処理
- 7. ダム本体・管理設備等の改良・維持管理
- 8. ダム貯水池の維持管理
- 9. 危機管理対策

第3節 調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

<第1項 流域圏一体化の取り組みに関する事項>

- 1. 流域圏住民・関係者の連携強化
- 2. 流域圏住民との啓発活動
- 3. 行政と住民が連携した調査・研究の充実
- 4. 河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

2. 事業進捗率等



- 矢作川では、平成12年9月東海(恵南)豪雨規模の洪水を安全に流下させるため、鵜の首上流の豊田市区間の河道掘削、中下流部の堤防整 備・堤防強化、河道掘削、樹木伐開を重点的に進めてきました。
- 令和2年度末現在、河川整備計画で計上された事業の進捗率は、事業費ベースで約47%となっています。

事業の進捗状況(矢作川)

- 引き続き、中流部・上流部に おける堤防整備・堤防強化、 河道掘削・樹木伐開を進め ていきます。
- 同時に、「防災・減災、国土強 靱化のための5か年加速化 対策」に基づき、早期に流下 能力を向上すべき箇所の河 道改修を進めていきます。
- 矢作ダムでは、矢作ダム再 生事業にて、放流能力増強 のため、増設放流設備につ いて検討を進めています。

矢作川水系河川整備計画に対する主な事業の進捗状況

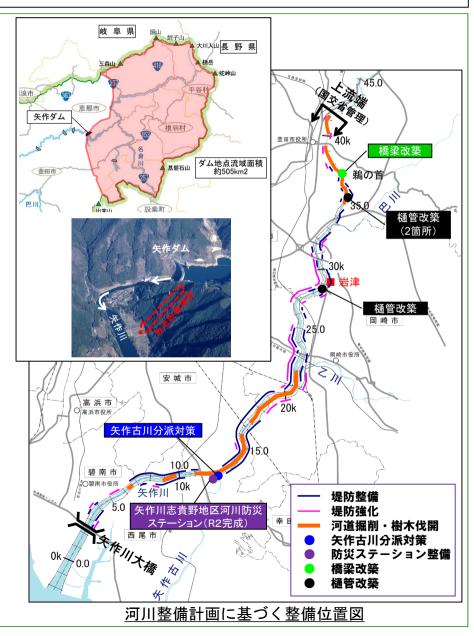
整備項目	事業全体	R2年度末 完成
堤防整備·堤防強化 ^{※1}	46 km	19 km
河道掘削	270 万m3	55 万m3
樹木伐開	27 万m2	23 万m2
矢作古川分派対策	1 箇所	1 箇所
橋梁改築	1 箇所	_
樋管改築	3 箇所	_
危機管理型ハード対策 ^{※2}	6 km	6 km
矢作川志貴野地区河川防災ステーション	1 箇所	1 箇所
矢作ダム再生事業	1 式	_

- ※1:堤防強化には浸透対策、護岸整備を含む
- ※2:平成27年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築 ビジョン」に基づくハード対策の一環として、氾濫が発生した場合にも被害を軽減 する「危機管理型ハード対策」を導入し、令和2年度末までに実施済み。

令和3年3月末時点

河川整備計画において目標とする流量と河道整備流量

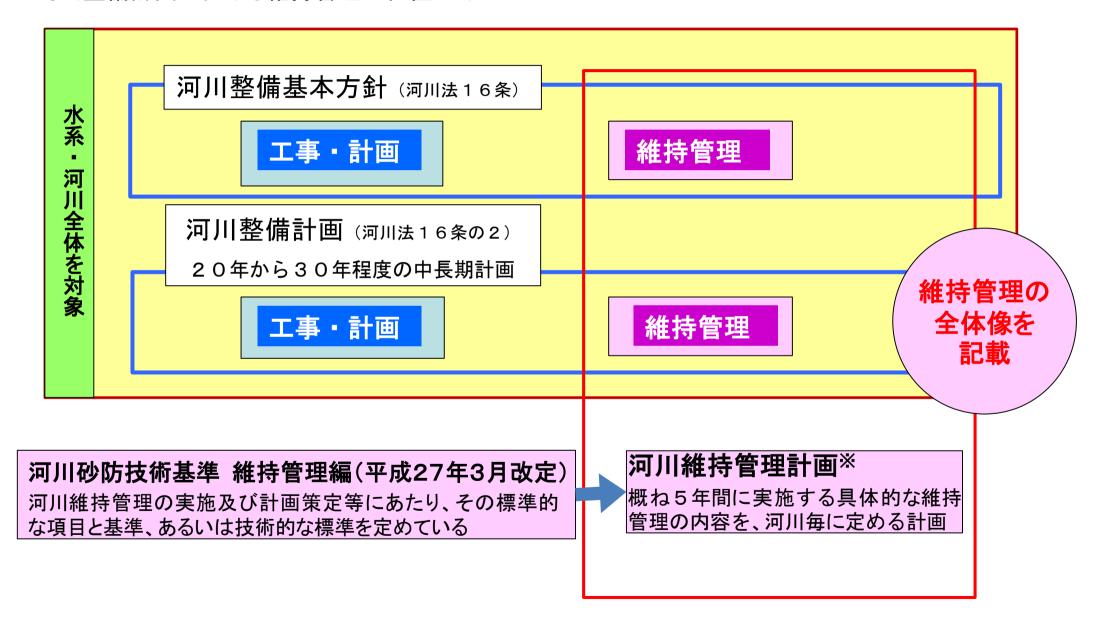
	河川名	基準地点名	河川整備計画 目標流量	洪水調節施設 による 洪水調節量 (矢作ダム)	河道整備流量	備考
	矢作川	岩津	6,200m ³ /s	600m ³ /s	5,600m ³ /s	平成12年9月洪水対応
_	4, 100	型 5,1 (6):	Z JII 600 6, 2	条作 ↑ 「 古川 200 「	6, 000	三 河 弯 (単位:m³/s) 凡例
,	〇 高 橋		■ 岩 津	○ 木 戸	〇 米 津	■ 基準地点 ○ 主要地点 []目標流量



3. (1)河川維持管理の位置づけ



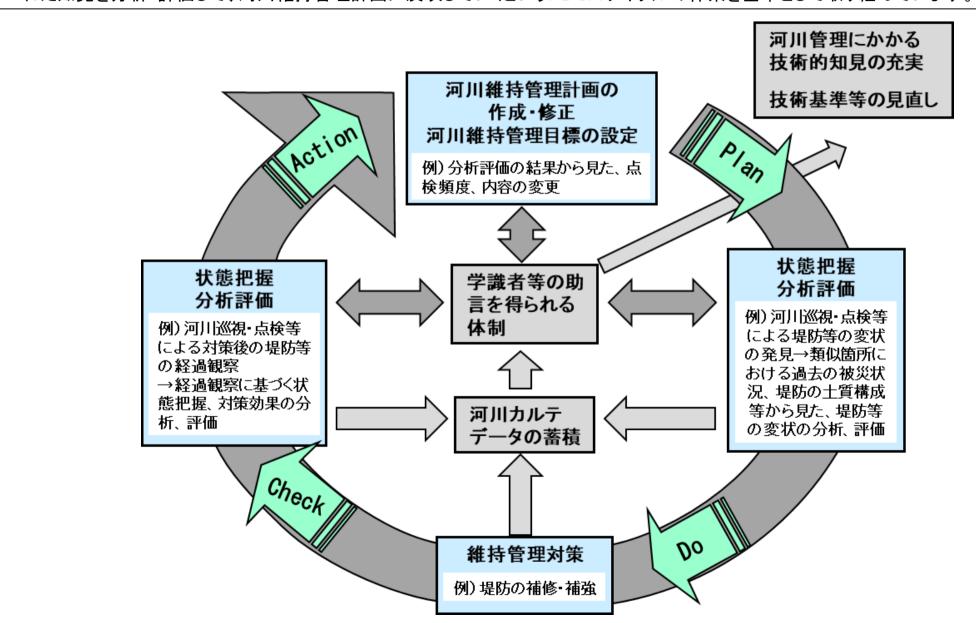
■河川整備計画における維持管理の位置づけ



※ 矢作川河川維持管理計画(H30.9)は、豊橋河川事務所ホームページにて公表

3. (2)河川維持管理の概要(サイクル型維持管理体系の構築) ❷中部地方整備局

- 河道や河川構造物の被災筒所とその程度は、予め特定することは困難です。このような制約のもとでは把握された変状を分析・評価 し、対策等を実施せざるを得ません。
- このため、河川の維持管理に当たっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、その中で得ら れた知見を分析・評価して、河川維持管理計画に反映していくというPDCAサイクルの体系を基本として取り組んでいます。



3. (2)河川維持管理の概要(維持管理計画の概要)



- 河川の維持管理は、「矢作川河川維持管理計画、H30.9」に基づき、堤防除草や河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を実施しています。
- また、地域と連携した水質・水難事故対策への取り組み、河川協力団体や矢作川アダプトによる清掃活動、除草作業等も実施しています。



河川の状態把握

゙ 基本データの **、 収集** 、堤防点検等の ための環境整備

河川巡視

点検

維持管理対策

河道の 維持管理対策

河川区域の 維持管理対策 施設の 維持管理対策

河川環境の 維持管理対策

水防等のため の対策

地域連携等

水質 • 水難事故 対策

矢作川アダプト

河川協力団体

川と海のクリーン大作戦

3. (2)河川維持管理の概要(河川維持管理目標)



- 河川維持管理目標は、時間の経過や洪水・地震時の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の機能 が低下した場合、これを的確に把握して必要な対策を行うために設けるものです。
- 河川維持管理目標は河川管理の目的に応じて、洪水、高潮等による災害の防止、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保 全等に関して設定します。
- 以上を踏まえ、矢作川では、以下のとおり河川維持管理目標を設定しています。

◆河道流下断面の確保

洪水を安全に流下させるため、自然環境に配慮しつつ、河道掘削・河道内樹木の伐開等を行い、河道流下能力を確保します。



河道掘削の状況

◆河川管理施設(堤防や護岸、水門など)の機能維持

時期に応じた点検を行い、 適切な修繕・更新(長寿 命化)を行うことで、施設 の損傷による機能低下 や維持管理費用の縮減 を目指します。



河川堤防点検の状況

◆河川区域等の適正な利用

流水や河川敷地等が、 治水・利水・環境の目 的と合致して適正に 利用されるように、河 川敷地の不法占用や 不法行為等の監視・ 対応を行います。



不法行為の状況

◆河川環境の整備と保全

各種環境調査のモニタリング結果等に基づき、動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全に努めます。



環境学習の状況

3. (3)河川の状態把握(1)基本データの収集)



● 河川の状態把握における基本データの収集として、雨量・水位・流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河川環境調査等を実施 し、適切な河川管理の基礎データとして活用しています。

種別	実施項目	実施場所	頻度	実施方法	備考
河川環境	魚類調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	R2実施
調査	底生動物調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	R1実施
	植物調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	H25実施
	鳥類調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	H23実施
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	H28実施
	陸上昆虫類等調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	H25実施
	河川環境基図作成	直轄区間	5年に1回	現地調査/図面作成	H30実施
	河川空間利用実態調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	H31実施
水文等	雨量観測	矢作川:13地点	常時	自記観測	
観測	水位観測	矢作川:9地点	常時	自記観測	
	低水流量観測	矢作川:7地点	年に12~36回	現地測定	
	高水流量観測	矢作川:6地点	年に2回程度	現地測定	
	水質観測	矢作川:5地点	年に12回	現地採水	每正時自動観測 矢作川:2地点
		矢作川:2地点	年に1回	底質採取	
測量	地形測量	直轄区間	5年に1回	航空写真測量	実施頻度は状況 に応じて変更。
	縦横断測量	直轄区間	5年に1回	現地測量	H28実施
河道状態	河床材料調査	直轄区間	適宜実施	現地測量	
把握調査	河道内樹木調査	管理区間	適宜実施	レーザ航測空中写真等	



河川の流量観測



定期縦横断測量

3. (3)河川の状態把握(2)堤防等点検のための環境整備)



● 堤防除草

堤防点検あるいは河川の状態把握のために堤防状況等に応じた除草を行っています。

■取り組み状況

• 令和元年度、令和2年度は、除草を年に2回実施しました。また、刈草を活用して頂くために、無償提供も 実施しています。

実施項目	実施年	実施時期	面積		
	R2 -	台風期前	1,687 + m²		
 		NΔ	K∠	秋から冬	1,212∓m²
除草 		台風期前	1,265 T m²		
	R1	秋から冬	1,161∓m²		



堤防除草の状況

刈草無償提供のリーフレット



刈草を地域農業の活性化にお役立て下さい!!

堤防の草をそのまま放置しておくと、繁茂した雑草で堤防の状況 (洗掘や法崩れなど) が わからなかったり,地震時にクラック等の依況が発見してくい、ゴミの不法検索の選床とな る。私礼草が埋化しまえマキーラグが生息し坂的が関係化する、など可川管理した受き となります。このため、毎年出水期前 (梅雨前、台風前) に、河川管理の一環として、堤防 の除草を薬剤しています。

いがデモスルロン・ステ。 この刈草を、地域と連携して堆肥の資材や敷材(マルチング)として農地に還元し、地域 農業の活性化や土づくりの推進への取り組みを行っています。



刈草の無償提供(活用状況(敷材))

3. (3)河川の状態把握(3)河川巡視)



- 河川巡視の目的は、
 - ① 堤防や護岸、水門などの河川管理施設や、橋梁、道路などの許可工作物の維持管理の状況把握
 - ② 河川区域等における違法・違反行為の発見
 - ③ 河川空間の利用及び河川環境に関する情報収集
 - ④ 出水時の刻々と変化する河川の状態を把握
 - ⑤不法行為の抑止や沿川住民、河川利用者からの情報収集などを目的に行っています。



河川管理施設の状況把握



河川利用の状況把握



巡視車両による巡視



出水時の河川状況の把握

3. (3)河川の状態把握(3)河川巡視)



●河川巛視の種類

- 1. 平常時巡視
 - (1) 一般巡視・・・・・・・ 定期的に、巡視区域内をパトロール車により巡視します。 一般巡視は、パトロール車の車上から実施することを基本 とし、必要に応じて徒歩により現地を確認します。
 - (2)目的別巡視(車両)・・ 堤防や護岸、水門の状況や不法行為の状況など、対象を特定し、詳細な巡視を行います。目的別巡視(車両)は、パトロール車の車上から実施することを基本とし、必要に応

じて徒歩により現地を確認します。

- (3)目的別巡視(徒歩) 堤防や護岸、水門、河川敷地境界杭の状況など、対象を特定し、詳細に巡視を行います。目的別巡視(徒歩)は、徒歩により現地の施設や対象物を確認します。
- 2. 出水時巡視 (4) 出水時巡視 • • • • •

はん濫注意水位を越える洪水が発生している区間について巡視を実施します。

出水時巡視においては、堤防や護岸、水門等の河川管理施設の状況把握、水防活動や緊急かつ適切な処置を講ずるための情報収集等を行います。

令和2年度 河川巡視実施状況

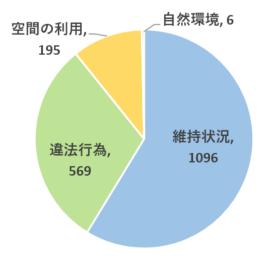
巡視の種類	巡視の方法	安城出張所 管内	岡崎出張所 管内
一般巡視	車両	91 🗆	910
	車両	780	780
目的別巡視	徒歩	430	430
出水時巡視	車両	1 🗆	1 🗆



ゴミの不法投棄



堰(堰堤)流入部に堆積した流木



巡視結果と件数(令和2年度)

3. (3)河川の状態把握(4)点検:出水期前点検)



● 出水期前点検は、堤防、護岸、床止め等の変状の把握、樋門、水門、堰等の損傷やゲートの開閉の支障となる異常等の把握のため 目視ないしは計測機器等を使用し、適切な方法で実施しています。

出水期前点検の状況(令和2年度)



堤防法面への樹木の侵入



モグラ等小動物の穴



雨裂及び陥没



樋門部における取付護岸の損傷

◆出水期前点検結果(令和2年度)

▼ ШЛ\ЖЛ	יו אויהם	ヘルロント	, (1),		1527		
変状的容	土堤	高水•堤 防護岸	高潮堤防	特殊堤		低水護 岸(堤防 防護ラ インの 外)	計
[1] 亀裂	8						
[2] 陥没や不陸	10						1
[6] はらみ出し							
[3] 法崩れ	3						
[7] 寺勾配	7						
[11] 侵食(ガリ)・植生異常	2						
[9] 排水不良	10						1
[8] モグラ等の小動物の穴							
[10] 樹木の侵入							
[24] その他(土堤)	35						3
[4] 沈下	1						
[12] 漏水•噴砂	1						
[5] 堤脚保護工の変形	19						1
[13] 護岸・被覆工の破損		49	8		12		6
[14] はらみ出し					1		
[15] 基礎部の洗掘							
[16] 端部の侵食							
[25] その他(護岸)		3			3		
[20] 鋼矢板の腐食(サビ、孔、肉厚の減少)							
[19] 鋼矢板の変形、はらみ出し、破損		1			3		
[23] 笠コンクリートの変形、破損					4		
[22] 背後地盤の沈下、陥没					1		
[21] 鋼矢板継手部の開き、欠損							
[26] その他(矢板)							
[17] 本体の破損							
[18] 接合部の変形・破断							
[27] その他(特殊堤・高潮堤防本体)			2				
低水護岸(堤防防護ラインの外)						1	
計	96	53	10	0	24	1	18

3. (3)河川の状態把握(4)点検:機械設備の点検・整備)



● 河川用ゲート設備等の機械設備は、施設操作時の動作値や点検結果から劣化状態を把握し、必要に応じて 修繕、更新等を実施して います。



ポンプ設備の点検



ゲート設備の点検



ゲート設備の点検



ゲート設備の点検

○対象設備

河川用ゲート設備:6箇所

- ·家下川樋門
- ·宗定川樋門
- -細川樋管
- •御立樋管
- ·加茂川水門
- •川田樋門

河川用ポンプ設備:1箇所

•安永川用水導水機場



ポンプ設備の点検

3. (3)河川の状態把握(4)点検:許可工作物の点検)



- 許可工作物の点検は出水期前等に施設管理者により実施しています。
- 河川管理者は点検結果の報告を受け、許可工作物の状態を確認しています。なお、一部の許可工作物については河川管理者と許可工作物管理者による合同点検を実施しています。
- 河川管理者として河川巡視時の目視点検を行い、許可工作物の適正な維持管理と使用(利用)状況について、河川管理上の支障が 生じていないか確認しています。

河川管理者

河川巡視時に目視点検により、許可工作物について河川管理上の支障がないことを確認

工作物管理者

出水期前等の適切な時期に必要な点検を実施

- ①施設の状況
- ②作動状況
- ③施設周辺状況
- ④管理体制の状況

◆矢作川の許可工作物

工作物	箇所数
樋門樋管	91
揚排水機場	13
堰	2
河底横過トンネル	2
伏せ越し	4
橋梁	30
取水塔	1
取水埋渠	4
鉄塔	1
合計	147



許可工作物管理者との合同点検

◆河川法により許可由請を要する占用・行為

▼四川公により計画や安する口用・口酒			
河川法条数	条文・内容(主な部分を抜粋)	R2年度 許可等件数	
第23条 (流水の占用)	河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件	
第24条 (土地の占用)	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	53件	
第25条 (産出物の採取)	河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、 河川管理者の許可を受けなければならない。 ···砂利採取など 河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとす る者も、同様とする。 ···立木や竹など(公募伐採等に適用)	0件	
第26条 (工作物の新築等)	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省 令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	26件	
第27条 (土地の掘削等)	河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りではない。	1件	
第55条 (保全区域内行為)	河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 一土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二工作物の新築又は改築	30件	

3. (3)河川の状態把握(4)点検:地震後の点検)



大規模地震への備え

● 矢作川流域の市町は、「南海トラフ地震対策推進地域(平成26年)」に指定されていることから、情報連絡体制を整えるとともに、事前点検及び資機材配備等を行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図ることとしています。

地震後の点検

- 地震後は河川構造物各施設の異常を緊急的に把握し、2次災害の防止、軽減に資することを目的として、点検を実施しています。
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生後直ちに1次点検及び2次点検を実施します。
- 震度4の地震が発生した場合において、下記①~③のいずれかに該当する場合には1次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には2次点検を行います。
- 津波の影響が予測される地域においては、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除され、安全が確認できてから点検を実施します。
- ① 出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れのある場合。
- ② 直前に発生した地震または出水、もしくはその他原因により既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。
- ③ 前号のほか震度4の地震が発生した場合には、地震発生の当日または翌日(翌日が閉庁日の場合は次開庁日)の平常時河川巡視により、河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行い、重大な被害が確認された場合には2次点検を行う。





<1次点検>

1次点検は、地震発生後直ちに実施し、 目視により堤防天端及び構造物周辺等 からの外観を主として、以上の有無と その状況を把握する。

<2次点検>

1次点検に引き続いて行い、全対象物をもれなく点検を行い、異常の有無とその状況を詳細調査。

豊川管内で震度4発生時の1次点検状況(令和2年9月27日)

3. (4)河道・施設の維持管理対策



- 河道(流下断面)の点検においては、流下能力(堆積土砂や河道内樹木)、河床低下、河岸侵食、河口閉塞に関わる状態を把握する ものとしています。
- 河道内の樹木は、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また良好な河川環境が 保全されるように、点検あるいは河川巡視等による状態把握に基づいて、適切に樹木の伐採等の維持管理を実施しています。
- 河川管理施設、河川の状態把握のための調査、巡視・点検等の結果と、維持管理目標を照らし合わせ、必要に応じて施設の修繕・ 更新等の維持管理対策を実施しています。

■河道の維持管理対策



河道内の樹木伐採(JR東海道線上流)



河道内の樹木伐採(日名橋下流)

■河川管理施設の維持管理対策





護岸の修繕(右岸16.0k付近)







高潮堤防の修繕(右岸1.8k付近)

3. (5)河川区域等の維持管理対策(不法行為への対策)



- 不法行為を発見し行為者が明らかな場合は、速やかに口頭で除却や原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、河川が適切に利用されるように法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じています。
- 河川における不法行為の主なものは以下のとおりであり、各々について適切に対応しています。

◆河川における不法行為

監視項目	監視内容
①流水の占用関係	不法取水、許可期間外の取水
②土地の占用関係	不法占用、占用範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留
③産出物の採取に関する状況	盗掘、不法伐採、採取位置や仮置きの違反、汚濁水の排出
④工作物の設置状況	不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反
⑤土地の形状変更状況	不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反
⑥竹木の流送やいかだの通航状況	不法係留、竹木の不法な流送、舟又はいかだの不法な通航
⑦河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況	河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反
⑧河川保全区域及び河川予定地における行為の状況	不法工作物の設置、不法な形状変更





◆河川における不法行為(不法係留)





◆河川における不法行為(ごみの投棄)

3. (6) 水防等のための対策



- 災害時の迅速な応急復旧業務に備えて、豊橋河川事務所と災害協定を締結している愛知県建設業協会及び協会員企業を交えて災害活動を行う上での意見交換会や災害対策用機械の操作訓練を実施しています。
- 出水時における水防活動、あるいは市町村及び地域住民における避難に係る活動等に資するよう、法令等に基づいて適切に洪水予報 あるいは水位に関する情報提供を行っています。
- 洪水や高潮による出水時の対応のために、所要の水防資機材の備蓄・確保等に努めるとともに、水防管理団体が行う水防活動等との 連携に努めています。



災害協定に関する意見交換会



災害対策用機械の操作訓練



排水ポンプ車による排水支援状況(H30.7 岡山県倉敷市)

3. (6) 水防等のための対策



● 矢作川の状況を監視するために危機管理型水位計やCCTVカメラを設置しており、市が避難情報を発信するために必要な情報の提供や、水害リスクの高い区間の監視体制の整備を実施する等、情報収集および提供を行っています。

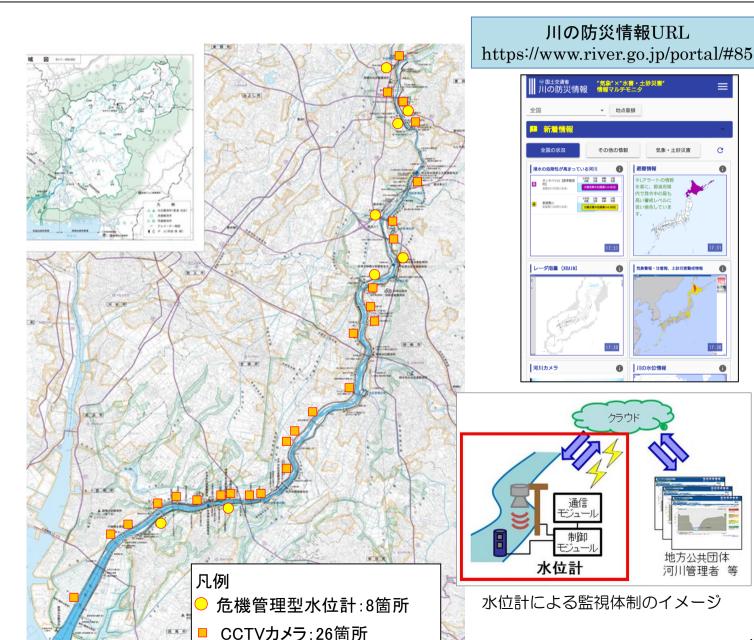
■河川情報システムの整備



危機管理型水位計の外観



センサーの外観

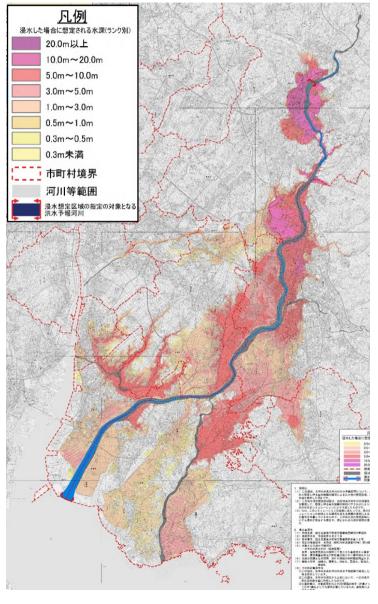


3. (6) 水防等のための対策

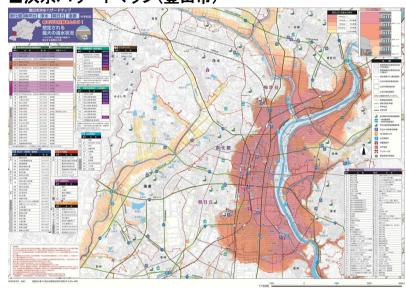


- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を作成・公表するとともに、これらをもとに市町村が作成・公表する「洪水ハザードマップ」について、技術的な支援を実施しています。
- 洪水時の水防活動を円滑に行うため市町村等において水防演習を実施しています。

■浸水想定区域図



■洪水ハザードマップ(豊田市)



■2019年 豊川・矢作川連合総合水防演習・広域連携防災訓練の実施状況



月の輪工



訓練の実施状況

3. (7)地域と連携した取り組み状況(水質事故対応)



- 水質事故が発生した際には、「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」を通じて、速やかに関係機関に通報すると共に、事故発生 状況に関わる情報収集を行い、関係行政機関等と連携し、適切な対策を速やかに講じます。
- 処理後には、原因究明を行い、再発防止措置をとるとともに、啓発活動を行っていきます。
- 令和2年度に矢作川水系で発生した水質事故は7件でした(平成30年度から令和2年度では計27件)。

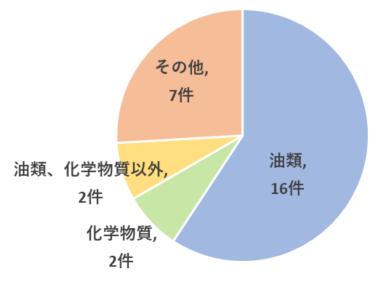


令和元年度 豊川 • 矢作川水系 水質汚濁対策連絡協議会(幹事会)





令和2年度 豊川·矢作川水系 水質汚濁対策連絡協議会(実技講習会)



矢作川水系における水質事故件数(平成30年度~令和2年度)

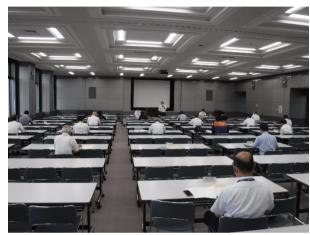


豊川での油回収作業

3. (7)地域と連携した取り組み状況(水難事故対応)



● 矢作川水系における河川利用者の安全確保に必要な施策について、検討、協議及び実施することにより、水難事故を未然に防止することを目的に、河川管理者、地方自治体、警察、消防、ダム・堰管理者及び河川利用者で組織する「矢作川水系水難事故防止連絡会」を運営し、水難事故防止の活動を行っています。



令和2年度 水難事故防止連絡会



令和元年度 水難事故防止連絡会での現地調査



河川利用者への注意喚起



川のお助けガイド(水難事故危険箇所マップ)を用いた水難事故防止啓発 <豊橋河川事務所HP掲載>

3. (7)地域と連携した取り組み状況



● 河川の適正な利用のための清掃活動や除草作業については、河川管理者だけでなく地域と一体となった河川管理を目指し、地域の皆様との協働による取り組みを進めています。

〇矢作川アダプト(協働管理)制度

- 豊橋河川事務所では、地域の特徴に 合ったより良い矢作川を目指すため、地 域住民のみなさまと河川管理者である当 事務所が協働河川管理を行う「アダプト (協働管理)制度」を実施しています。
- 協働管理者は、主体的に河川の美化・清掃、河川環境保全活動、河川愛護活動などの活動をしていただき、当事務所は登録された団体等に対して、矢作川に関する資料及び情報、清掃に要する用具等の提供を行っています。
- 令和2年度は8団体の皆さまにご活躍いただきました。

〇川と海のクリーン大作戦

- ●『川と海のクリーン大作戦(三河地区)』とは、環境問題への意識啓発や、官民の連携した川づくりをめざして、地域の皆さんの参加により実施されている河川敷及び海岸の美化活動で、河川・海岸の愛護団体や行政機関が『呼びかけ人』となり、年に1度実施されています。
- 令和2年度で19回目を迎えたこの活動は、 10月25日(日)を統一基準日として実施され、矢作川水系では約119人の方にご参加いただき、2tトラック約5台分のゴミを回収することができました。

〇河川協力団体

- 国土交通省では、平成25年度に、自発的に河川の維持・河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するために、河川協力団体制度を創設しました。
- 豊橋河川事務所管内では、平成25年度に「NPO法人矢作川森林塾」が、平成26年度に「家下川を美しくする会」が河川協力団体の指定を受けており、矢作川の環境保全活動にご活躍いただいています。



矢作川アダプト団体による清掃活動状況



川と海のクリーン大作戦(矢作川)の様子 (令和2年10月25日)



活動風景(竹林の伐竹活動状況)

3. (8)効率化・改善に向けた取り組み(コスト縮減)



- 河川維持管理で大量に発生する伐木や刈草の処分には、多額の費用を要しています。
- 処分費のコスト縮減と、伐木等資源の有効活用の目的から、伐採木の無償提供や公募伐採を実施しています。
- 矢作川管内においては、令和元年度は約12t、令和2年度は約2tの無償配布を行いました。

河川維持管理で発生するバイオマス



流下阴害となっているため伐採した樹木

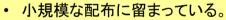


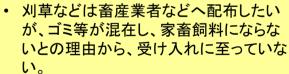
堤防点検のための除草で発生する刈草

自家消費する地域住民に提供。 現在



【現状における課題】





伐採した樹木の無償配布状況

今後 畜産業者等、大規模な受け入れ先への拡大が必要。

- 畜産業者による河川占用の上での飼料用の草地育成と業者自らが刈草することを働 きかけ。
- 刈草の堆肥化、樹木の粉砕によるウッドチップ化を検討し、地元農家等への配布を働 きかけ。
- 伐採木については、河川管理者のみならず、流域住民等関係者と協力し、定期的な供 給の可能性について検討が必要。

<事務所HP、記者投げ込みによる募集>

矢作川の伐採木を無償提供します!

- 矢作川の洪水を防ぐ河川の流れを保つため、阻害している樹木を伐採し ています。
- その際、伐採した樹木が発生しますが、地域の皆様に有効活用していた だくとともに処理費のコスト縮減につなげるため、伐採木を薪等に利用し ていただける方に無償で提供します。
- 申込み期間:令和元年11月26日(火)まで

引渡し期間 : 令和元年12月 7日(土)・14日(土)

時間 8:00 ~ 16:00

※小雨は決行しますが悪天候や現地状況に応じ

中止する場合があります。(順延の予定はありません。)

引渡し場所 :上塚橋左岸上流(矢作川左岸7.4km付近)

西尾市上町西新開(別図参照)

樹木の種類 :ヤナギなどの幹・枝等

希望者にて積み込み・運搬 引渡しの条件

引渡し時の形状 : 1.8m~4.0m程度の長さで仮置き。※樹木の長さは最小で1.8m程度

ですので、これ以上小割りされる方は各自でチェーンソーなどの道具を

お持ち下さい。

引渡し数量 :1人1トン程度

注意事項

今回は配布量が全体で10トン~20トンです。 多数お申し込みがある場合は抽選とさせていただきます。

また、当選された場合は、上記引き渡し期間中に引き取りに来ていただ きますが、ご希望の日時に添えない場合がございますので、あらかじめご

提供する伐採木は薪などの自家消費の使用目的に限ります。第三者へ の販売など営利目的の方には提供できません。

各人の責任となります。

申込み方法 申込書に氏名・住所・連絡先・希望数量を記入し下記へ

FAX又は、メールにてお申し込みください。

申込み先 FAX 0532-48-8100

メール cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp

問合せ先 国土交通省豊橋河川事務所 管理課 竹内、後藤

電話:0532-48-8105 FAX:0532-48-8100